**水素吸入器レンタル契約書**

***(顧客名)***　　　　　　（以下、「甲」という。）と
***(サロン名)***　（以下、「乙」という。）は、乙が所有する水素吸入器（以下、「本貸与品」という。）についてのレンタル契約（以下、「本契約」という。）を次のとおり締結する。

* 第1条 （目的）
乙は、目録の条件により、本貸与品を甲に貸し渡し、甲はこれを借り受けるものとする。
* 第2条（所有権）
本貸与品の所有権は乙に帰属し、本契約において所有権は移転しないものとする。
* 第3条 （引渡し）
引き渡しは運送業者を経由して引き渡しを行う。
* 第4条 （月額レンタル料）
1.　月額レンタル料は***(サロン設定の料金)*** 円(税別)とし、レンタル料発生日は引き渡しが完了した日からとする。
2.　乙から甲に対する、月額レンタル料は乙の指定した方法で毎月同日に決済を行うものとする。
* 第5条 （レンタル期間）
本契約のレンタルの最適契約期間は***(サロン設定の期間)*** 年間とし、以降は双方の申し出がない限り毎月自動的に更新されるものとする。
* 第6条 （本貸与品の性能保証）
乙は甲に対して、引渡し時において、本貸与品が正常な性能を備えていることを保証する。
* 第7条 （本貸与品の管理）
1.　甲は乙から賃借した本貸与品を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理する。
2.　甲は本貸与品について、事前の乙の承諾なく、本件保管場所を変更しないものとし、また、許可なく第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供してはならない。
* 第8条 （メンテナンス）
甲は本貸与品が正常に使用できるよう、取扱説明書に従い使用、メンテナンスを行うものとする。
* 第9条 （故障）
1.　本貸与品に故障が発生したとき、甲はすみやかに乙に連絡し、修理に関しては乙の指示に従うものとする。
2.　通常使用により発生した故障の修理費用は乙の負担とし、通常外使用により発生した故障の修理費用は甲の負担とする。
* 第10条 （本貸与品に対する損害賠償）
1.　本貸与品が、使用方法、取り扱いの不備など、甲の責に帰する原因により毀損した場合、甲は乙に対して、修理費を支払う。
2.　甲の過失により、本貸与品が盗難または滅失した場合、甲は乙に対して、本貸与品の時価相当額を支払う。
3.　貸与品を期限までに返却ができない場合は、通常のレンタル利用料を日割り計算額に年14.6%の割合による遅延損害金を乗じた金額を支払うものとする。
* 第11条 （第三者に対する損害賠償）
甲による本貸与品の使用、保管に起因し、第三者に対し、人的・物的損害が発生した場合は、甲の責任において、すみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払うものとする。
* 第12条 （禁止事項）
甲は、乙の書面による承諾を得なければ以下の行為をすることはできない。
1) 本貸与品に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと
2) 本貸与品の改造、または性能・機能を変更すること
3) 本貸与品を本来の用途以外に使用すること
4) 本貸与品を当初に設置した場所から他の場所に移動させること
5) 本貸与品に表示された所有者の表示や標識を乙の承諾なしに抹消したり、取り外したりすること
6）本貸与日を商用目的で利用すること
* 第13条 （届出）
1.　甲は、合併、事業分割、事業譲渡、その他営業上重大な変更をしようとするときは、乙に対し、あらかじめ書面により通知しなければならない。
2.　甲は、代表者、商号、所在地、その他経営に関する重要な事項に関して変更が生じた場合には、直ちに乙に対し、書面、電子メールまたは到達が確認できるメッセージング機能等の手段により通知しなければならない。
* 第14条 （レンタル期間終了後の処理）
レンタル期間が終了したとき、甲は、本貸与品を乙に返却する。返却時、本貸与品に、通常使用を原因としない異常劣化、故意・過失による破損があるとき、乙は甲に対して相応の損料を請求できる。なお、引き取り費用は乙の負担とする。
* 第15条 （契約解除）
1.　乙は甲が以下の各号の一に該当したときは、本条第7号から10号の事由については催告の上、その他の事由については催告を要さずに、本契約を解除することができる。
1) 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けたとき
2) 破産手続開始の申し立てをし、またはこれらの申立を受けたとき
3) 事業終了のための手続を開始したとき
4) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から不渡処分もしくは取引停止処分をうけたとき
5) 連絡が取れないなど、所在が不明となったとき
6) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
7) 甲が本貸与品について必要な維持・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき
8) 本貸与品が盗難にあった場合、もしくは本貸与品が滅失し、または毀損し使用不能となったとき
9) 本契約のいずれかの条項に違反したとき
10) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき、または信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2.　甲について、前項各号の一に該当する事由が生じた場合は、前項第7号から10号の事由については乙から甲に対する催告の上、その他の事由については催告を要さずに、乙は、本貸与品を甲の保管場所から引き取ることができるものとする。
* 第16条 （反社会的勢力の排除）
乙は、甲が以下の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、甲に何らの催告なく本契約を解除することができる。
1) 甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的　勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、または過去に暴力団等であった場合
2) 甲が、暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合
3) 甲の役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がいる場合
4) 甲が、自らまたは第三者を利用して、乙に対して詐術、粗野な振舞い、合理的な範囲を超える負担の要求、暴力行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
5) 甲が、乙に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
* 第17条 （解約、解除時の引取り）
第15条、第16条により、本契約が解除された場合、乙はただちに本貸与品を引き取るものとし、その引取りに要する費用は甲が負担するとともに、甲は乙の引取りに協力しなければならない。
* 第18条 （レンタル料の返還）
第15条、第16条により、本契約が解除された場合、甲は乙に対し、残存レンタル期間に係るレンタル料を支払うものとする。
* 第19条 （権利義務の譲渡禁止）
甲は、事前の乙の書面による合意なくして、本契約上の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならない。
* 第20条 （訴訟管轄）
甲及び乙は、本契約に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

契約開始日：

（甲）

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）

住所：

氏名：

　　　　　　　　　印